

投資主各位

東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
ジャパン・インフラファンド投資法人
執行役員 佐々木 聡

第4回投資主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権行使をいただくこともできますので、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年8月25日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会の決議事項とされております各議案は、いずれも本投資法人規約において「みなし賛成」の適用除外とされる事項には該当いたしません。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会に提出された下記の各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、当該投資主様は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、投資主総会決議要件の加重及びみなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第149条の2第1項（吸収合併契約の承認）、第149条の7第1項（吸収

合併契約の承認)、第149条の12第1項(新設合併契約の承認)、第198条第2項(資産運用委託契約の承認)、第205条第2項(資産運用委託契約の解約)、第206条第1項(資産運用委託契約の解約)又は第207条第3項(資産運用委託契約の承認)に係る議案の決議には適用しない。

3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイト「第4回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人のウェブサイト

<https://ji-fund.com/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(投資法人名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時: 2025年8月26日(火曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所: 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE HALL & CONFERENCE 4階 ホールB
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご確認ください。)

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件（その1）
- 第2号議案 規約一部変更の件（その2）
- 第3号議案 執行役員1名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 監督役員2名選任の件
- 第6号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（ご案内）

- ◎ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合
本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎運用状況報告会
当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたします。なお、本投資法人の2025年5月期（第11期）の決算説明会資料及び動画は、本投資法人のウェブサイトにおけるIRライブラリーのページ（<https://ji-fund.com/ja/ir/library.html>）にてご覧いただくことができますので、そちらもご参照ください。
- ◎お土産
本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件（その1）

1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 執行役員及び監督役員の員数について、本投資法人のポートフォリオの収益性や他の上場投資法人における役員人数を考慮して、本投資法人の適正な運営に必要な役員数と役員数の増大による負担との均衡を図るために、上限を設けるように変更するものです（変更案第16条関係）。また、かかる変更による表現の調整に伴う変更を行うものです（変更案第9条第1項、第10条、第20条第1項及び第21条関係）。
- (2) 今般、再生可能エネルギー発電設備の導入拡大や電力の安定供給に向けて系統用蓄電池の重要性が高まっていることを踏まえて、本投資法人においても系統用蓄電池に対して投資を行うことができるようにするため、次の各変更を行うものです。
 - ① 資産運用の基本方針において、本投資法人が系統用蓄電池に対して投資することができることを明らかにするために文言を追加するものです（変更案第28条第1項関係）。
 - ② 系統用蓄電池へ投資する場合における投資態度についても明らかにするために文言を追加するものです（変更案第29条第2項関係）。
 - ③ 資産運用の対象とする資産の種類に、系統用蓄電池及びそれを裏付けとする信託受益権などを追加し、また、これに伴う条項数の変更を行うものです（変更案第30条第1項第3号㉑及び㉒、第2項並びに第3項関係）。
 - ④ 組入資産の貸付及び範囲において、系統用蓄電池の取扱いを明らかにするために文言を追加するものです（変更案第32条第1項、第2項及び第4項関係）。
 - ⑤ 資産評価の方法及び基準において、系統用蓄電池の取扱いを明らかにするために文言を追加するものです（変更案第35条第1項第4号、第5号並びに第11号関係）。
- (3) 規約の定めにおける「利益」の定義について、投信法に定めるものと同一であることを明確化するために文言を追加するものです（変更案第37条第1項第1号関係）。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第9条（招集） 1. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人<u>以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集する。 2.～5. （省略）	第9条（招集） 1. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これを招集する。 2.～5. （現行のとおり）
第10条（議長） 本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人<u>以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役員又は監督役員の1人がこれに代わるものとする。	第10条（議長） 本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人が、これに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役員又は監督役員の1人がこれに代わるものとする。
第16条（執行役員及び監督役員の員数） 本投資法人の執行役員は1人<u>以上</u>、監督役員は2人<u>以上</u>（但し、執行役員の数に1を加えた数以上）とする。	第16条（執行役員及び監督役員の員数） 本投資法人の執行役員は2人<u>以内</u>、監督役員は3人<u>以内</u>（但し、執行役員の数に1を加えた数以上）とする。
第20条（招集） 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人<u>以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。 2.～4. （省略）	第20条（招集） 1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。 2.～4. （現行のとおり）

現 行 規 約	変 更 案
第21条（議長） 役員会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人<u>以上</u>の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれに当たるものとし、当該執行役員に欠席又は事故があるときは、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役員がこれに当たる。但し、全執行役員に欠席又は事故があるときは、役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員の1人がこれに当たる。	第21条（議長） 役員会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれに当たるものとし、当該執行役員に欠席又は事故があるときは、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の執行役員がこれに当たる。但し、全執行役員に欠席又は事故があるときは、役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員の1人がこれに当たる。
第28条（資産運用の基本方針） 1. 本投資法人は、運用資産を、主として不動産等資産（投信法施行規則に定めるものをいう。以下同じ。）のうちインフラ資産等（第30条第1項第(1)号に定義する。以下同じ。）に該当するものに対する投資として運用するものとし、継続的な投資を通じて、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行う。また、本投資法人は、不動産等資産に該当しないインフラ資産等及びインフラ関連資産（第30条第1項第(2)号に定義する。以下同じ。）その他の資産にも投資することができるものとする。 2. （省略）	第28条（資産運用の基本方針） 1. 本投資法人は、運用資産を、主として不動産等資産（投信法施行規則に定めるものをいう。以下同じ。）のうちインフラ資産等（第30条第1項第(1)号に定義する。以下同じ。）に該当するものに対する投資として運用するものとし、継続的な投資を通じて、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行う。また、本投資法人は、不動産等資産に該当しないインフラ資産等及びインフラ関連資産（第30条第1項第(2)号に定義する。以下同じ。）<u>、系統用蓄電池（第30条第2項に定義する。以下同じ。）</u>その他の資産にも投資することができるものとする。 2. （現行のとおり）
第29条（投資態度） 1. （省略） 2. 本投資法人がインフラ資産等及びインフラ関連資産に投資するに際しては、インフラ資産及び不動産の経済的調査及び物理的調査、並びに権利関係等の法的調査を行い、これらの総合的な検討を行うものとする。 3.～4. （省略）	第29条（投資態度） 1. （現行のとおり） 2. 本投資法人がインフラ資産等及びインフラ関連資産に投資するに際しては、インフラ資産及び不動産の経済的調査及び物理的調査、並びに権利関係等の法的調査を行い、これらの総合的な検討を行うものとする。<u>また、本投資法人が系統用蓄電池に投資するに際しても同様とする。</u> 3.～4. （現行のとおり）

現 行 規 約	変 更 案
第30条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1. 本投資法人は、第28条に定める資産運用の基本方針及び第29条の投資態度に従い、以下に掲げる特定資産に投資する。なお、本条において、権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含むものとする。 (1)～(2) （省略） (3) 前各号に掲げるもの以外の資産で、特定資産として次に掲げるもの ①～⑳ （省略） ㉑ 信託財産を主として①から㉑までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 ㉒ 次項①から⑮までに掲げる資産を信託する信託の受益権（それらの資産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。） ㉓～㉔ （省略） （新設） 2. 本投資法人は、前項第(1)号から第(3)号までに掲げるもの以外の資産で、インフラ資産等又はインフラ関連資産への投資に付随して取得が必要又は有用と認められる下記の資産又は権利等に投資することができる。 ①～⑮ （省略）	第30条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲） 1. 本投資法人は、第28条に定める資産運用の基本方針及び第29条の投資態度に従い、以下に掲げる特定資産に投資する。なお、本条において、権利を表示する証券が発行されていない場合には当該証券に表示されるべき権利を含むものとする。 (1)～(2) （現行のとおりの） (3) 前各号に掲げるもの以外の資産で、特定資産として次に掲げるもの ①～㉑ （現行のとおりの） ㉒ 信託財産を主として①から㉑までに掲げる資産又は第2項に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 ㉓ 第2項又は第3項①から⑮までに掲げる資産を信託する信託の受益権（それらの資産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。） ㉔～㉕ （現行のとおりの） 2. 本投資法人は、前項各号に掲げられた資産のほか、<u>系統用蓄電池（電気事業法第2条第1項第5号ロにおける蓄電用の電気工作物に該当するものを含むが、これに限られない。）に投資することができる。</u> 3. 本投資法人は、第1項第(1)号から第(3)号まで又は第2項に掲げるもの以外の資産で、インフラ資産等、<u>インフラ関連資産又は系統用蓄電池</u>への投資に付随して取得が必要又は有用と認められる下記の資産又は権利等に投資することができる。 ①～⑮ （現行のとおりの）

現 行 規 約	変 更 案
3. (省略)	4. (現行のとおり)
第32条（組入資産の貸付けの目的及び範囲） 1. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する全ての再生可能エネルギー発電設備（本投資法人が取得する再生可能エネルギー発電設備以外のインフラ関連資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備を含む。）を賃貸するものとする。また、本投資法人は、原則として、運用資産に属する全ての不動産（本投資法人が取得する不動産以外のインフラ関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）を賃貸するものとする。 2. 本投資法人は、前項に定める再生可能エネルギー発電設備又は不動産の賃貸その他運用資産の投資又は運用に際して、敷金、保証金、預託金等その他これらに類する金銭を受け入れ又は差し入れることがあり、それらの金銭を受け入れた場合には、本投資法人の資産運用の基本方針及び投資態度等の定めに基づき運用する。 3. (省略) 4. 本投資法人は、資産運用の一環として、再生可能エネルギー発電設備及び不動産を賃借した上で、当該再生可能エネルギー発電設備及び不動産を転貸することがある。	第32条（組入資産の貸付けの目的及び範囲） 1. 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、運用資産に属する全ての再生可能エネルギー発電設備（本投資法人が取得する再生可能エネルギー発電設備以外のインフラ関連資産の裏付けとなる再生可能エネルギー発電設備を含む。）を賃貸するものとする。また、本投資法人は、原則として、運用資産に属する全ての不動産及び系統用蓄電池（本投資法人が取得する不動産以外のインフラ関連資産の裏付けとなる不動産及び系統用蓄電池以外の運用資産の裏付けとなる系統用蓄電池を含む。）を賃貸するものとする。 2. 本投資法人は、前項に定める再生可能エネルギー発電設備、不動産又は系統用蓄電池の賃貸その他運用資産の投資又は運用に際して、敷金、保証金、預託金等その他これらに類する金銭を受け入れ又は差し入れることがあり、それらの金銭を受け入れた場合には、本投資法人の資産運用の基本方針及び投資態度等の定めに基づき運用する。 3. (現行のとおり) 4. 本投資法人は、資産運用の一環として、再生可能エネルギー発電設備、不動産又は系統用蓄電池を賃借した上で、当該再生可能エネルギー発電設備、不動産又は系統用蓄電池を転貸することがある。

現 行 規 約	変 更 案
第35条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. 本投資法人の資産評価の方法は、投信法、投資法人の計算に関する規則、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）が定める諸規則その他の法令諸規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。なお、外貨建取引等については、外貨建取引等会計処理基準に従い、会計処理及び評価を行うものとする。 (1)～(3) （省略） (4) インフラ資産、並びに不動産、不動産の賃借権及び土地に係る地上権を信託する信託の受益権（第30条第1項第(1)号③及び同項第(3)号⑮に定めるもの） 原則として、信託財産が第(1)号、第(2)号又は第(3)号に掲げる資産の場合は第(1)号、第(2)号又は第(3)号に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額をもって評価する。	第35条（資産評価の方法、基準及び基準日） 1. 本投資法人の資産評価の方法は、投信法、投資法人の計算に関する規則、一般社団法人投資信託協会（以下「投信協会」という。）が定める諸規則その他の法令諸規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従い、次のとおり運用資産の種類ごとに定める。なお、外貨建取引等については、外貨建取引等会計処理基準に従い、会計処理及び評価を行うものとする。 (1)～(3) （現行のとおりのとおり） (4) インフラ資産、<u>系統用蓄電池並びに</u>不動産、不動産の賃借権及び土地に係る地上権を信託する信託の受益権（第30条第1項第(1)号③、<u>同項第(3)号⑮及び同項第(3)号⑳</u>に定めるもの） 原則として、信託財産が第(1)号、第(2)号又は第(3)号に掲げる資産の場合は第(1)号、第(2)号又は第(3)号に従った評価を行い、<u>系統用蓄電池の場合は第(11)号に従った評価を行い</u>、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額をもって評価する。

現 行 規 約	変 更 案
(5) インフラ資産、並びに不動産、不動産の賃借権及び土地に係る地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第30条第1項第(1)号④及び同項第(3)号⑮に定めるもの） 原則として、信託財産が第(1)号、第(2)号又は第(3)号に掲げる資産の場合は第(1)号、第(2)号又は第(3)号に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額をもって評価する。 (6)～(10) （省略） (11) 動産（第30条第2項③に定めるもの） 取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却の算定方法は、原則として定額法によるが、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ、投資家保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法により算定することができる。 (12) （省略） 2.～3. （省略）	(5) インフラ資産、<u>系統用蓄電池</u>並びに不動産、不動産の賃借権及び土地に係る地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第30条第1項第(1)号④、<u>同項第(3)号⑮及び同項第(3)号㊱</u>に定めるもの） 原則として、信託財産が第(1)号、第(2)号又は第(3)号に掲げる資産の場合は第(1)号、第(2)号又は第(3)号に従った評価を行い、<u>系統用蓄電池の場合は第(11)号に従った評価を行い</u>、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額をもって評価する。 (6)～(10) （現行のとおり） (11) <u>系統用蓄電池（第30条第2項に定めるもの）及び動産（第30条第3項③に定めるもの）</u> 取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却の算定方法は、原則として定額法によるが、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ、投資家保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法により算定することができる。 (12) （現行のとおり） 2.～3. （現行のとおり）

現 行 規 約		変 更 案	
第37条（金銭の分配の方針）		第37条（金銭の分配の方針）	
1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配にあたっては、投信協会が定める諸規則に従うものとする。 (1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に準拠して決算期ごとに計算される利益の金額をいう。 (2)～(3) （省略） 2.～4. （省略）		1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配にあたっては、投信協会が定める諸規則に従うものとする。 (1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、投信法及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に準拠して決算期ごとに計算される利益（ <u>投信法第136条第1項に定めるものをいう</u> ）の金額をいう。 (2)～(3) （現行のとおり） 2.～4. （現行のとおり）	
制定	2019年10月17日	制定	2019年10月17日
改正	2019年12月17日	改正	2019年12月17日
改正	2023年8月25日	改正	2023年8月25日
		<u>改正</u>	<u>2025年8月26日</u>

第2号議案 規約一部変更の件（その2）

1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 本投資法人が系統用蓄電池に投資する場合に資産運用報酬を支払うこととするために、所要の変更を行うものです（変更案第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号並びに第6号③及び④関係）。
- (2) 投資手法の多様化により、匿名組合出資などの間接型投資の形態による投資が近年増加していることを踏まえ、本投資法人がかかる投資を行う場合に資産運用報酬を支払うこととするために、所要の変更を行うものです（変更案第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号並びに第6号③及び④関係）。
- (3) 上記の資産運用報酬の各変更については、2025年12月1日に開始する第13期の営業期間から適用することとするため、必要となる附則を置くものです（変更案第44条関係）。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

（下線部は変更箇所を示します。）

現 行 規 約	変 更 案
第39条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準） 1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。	第39条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準） 1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。

現 行 規 約	変 更 案
(1) 運用報酬Ⅰ 各営業期間について、本投資法人の決算期ごとに算定される運用資産中のインフラ資産並びにそれに付随する動産及び敷地（本投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなるインフラ資産並びにそれに付随する動産及び敷地を含む。以下、本項第(1)号において「運用報酬Ⅰ計算対象資産」という。）から生じる賃料、付帯収益、損害賠償金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金若しくはそれに類する金銭その他賃貸事業から生じる収益の額（但し、運用資産中の運用報酬Ⅰ計算対象資産その他の資産の売却による収益を除く。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限5.0%とする。）を乗じて算出される金額（1円未満切捨。）とする。	(1) 運用報酬Ⅰ 各営業期間について、①本投資法人の決算期ごとに算定される運用資産中のインフラ資産及び<u>系統用蓄電池</u>並びに<u>それら</u>に付随する動産及び敷地（本投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなるインフラ資産<u>及び系統用蓄電池</u>並びにそれらに付随する動産及び敷地を含む。以下、本項第(1)号において「運用報酬Ⅰ計算対象現物資産」という。）から生じる賃料、付帯収益、損害賠償金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金若しくはそれに類する金銭その他賃貸事業から生じる収益の額（但し、運用資産中の運用報酬Ⅰ計算対象現物資産その他の資産の売却による収益を除く。）、<u>並びに②本投資法人が保有するインフラ関連資産について本投資法人の営業期間ごとに算定される配当、利子その他の収益（但し、インフラ関連資産の裏付けとなる資産の売却による収益を除く。）に、本投資法人と資産運用会社が①及び②のそれぞれについて別途合意する料率（但し、上限5.0%とする。）を乗じて算出される金額（1円未満切捨。）とする。</u>

現 行 規 約	変 更 案
(2) 運用報酬Ⅱ 各営業期間について、本投資法人の運用中のインフラ資産等の取得価格累計額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限を1.0%とする。）を乗じて算定される金額（1円未満切捨。）とする。 (3) 取得報酬 本投資法人は、インフラ資産等を取得した場合（但し、第(5)号に定める合併の場合を除く。）、本投資法人が取得したインフラ資産等の取得価額（設備等に係る消費税等相当額及び取得に伴う費用等を除く。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限を2.0%（本投資法人と資産運用会社が別途合意する利害関係者との取引の場合には上限を1.0%）とする。）を乗じた金額（1円未満切捨。）を資産運用会社に対して支払う。	(2) 運用報酬Ⅱ 各営業期間について、本投資法人の運用中のインフラ資産等、<u>インフラ関連資産及び系統用蓄電池（①系統用蓄電池に伴う(i)不動産、(ii)不動産の賃借権、及び(iii)土地に係る地上権、②系統用蓄電池及び①の資産を信託する信託の受益権（それらの資産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）</u>、並びに③系統用蓄電池及び①の資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権を含む。以下、本条において同じ。）<u>の取得価額累計額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限を1.0%とする。）を乗じて算定される金額（1円未満切捨。）とする。</u> (3) 取得報酬 本投資法人は、インフラ資産等、<u>インフラ関連資産又は系統用蓄電池</u>を取得した場合（但し、第(5)号に定める合併の場合を除く。）、本投資法人が取得したインフラ資産等、<u>インフラ関連資産又は系統用蓄電池の取得価額（設備等に係る消費税等相当額及び取得に伴う費用等を除く。）</u>に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限を2.0%（本投資法人と資産運用会社が別途合意する利害関係者との取引の場合には上限を1.0%）とする。）を乗じた金額（1円未満切捨。）を資産運用会社に対して支払う。

現 行 規 約	変 更 案
(4) 譲渡報酬 本投資法人は、インフラ資産等を譲渡した場合（但し、第(5)号に定める合併の場合を除く。）、本投資法人が譲渡したインフラ資産等の譲渡価額（設備等に係る消費税等相当額及び取得に伴う費用等を除く。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限を2.0%（本投資法人と資産運用会社が別途合意する利害関係者との取引の場合には上限を1.0%）とする。）を乗じた金額（1円未満切捨。）を資産運用会社に対して支払う。 (5) 合併報酬 本投資法人は、本投資法人が当事者となる新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。以下「合併」という。）の相手方の保有する資産等の調査及び評価その他の合併にかかる業務を資産運用会社が本投資法人のために実施し、当該合併の効力が生じた場合、当該合併の相手方が保有するインフラ資産等のうち当該新設合併の新設合併設立法人又は当該吸収合併の吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの当該合併の効力発生日における評価額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限を2.0%とする。）を乗じた金額（1円未満切捨。）を資産運用会社に対して支払う。	(4) 譲渡報酬 本投資法人は、インフラ資産等、<u>インフラ関連資産又は系統用蓄電池</u>を譲渡した場合（但し、第(5)号に定める合併の場合を除く。）、本投資法人が譲渡したインフラ資産等、<u>インフラ関連資産又は系統用蓄電池</u>の譲渡価額（設備等に係る消費税等相当額及び取得に伴う費用等を除く。）に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限を2.0%（本投資法人と資産運用会社が別途合意する利害関係者との取引の場合には上限を1.0%）とする。）を乗じた金額（1円未満切捨。）を資産運用会社に対して支払う。 (5) 合併報酬 本投資法人は、本投資法人が当事者となる新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。以下「合併」という。）の相手方の保有する資産等の調査及び評価その他の合併にかかる業務を資産運用会社が本投資法人のために実施し、当該合併の効力が生じた場合、当該合併の相手方が保有するインフラ資産等、<u>インフラ関連資産及び系統用蓄電池</u>のうち当該新設合併の新設合併設立法人又は当該吸収合併の吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの当該合併の効力発生日における評価額に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限を2.0%とする。）を乗じた金額（1円未満切捨。）を資産運用会社に対して支払う。

現 行 規 約	変 更 案
(6) 報酬の支払時期 ①～② (省略) ③ 取得報酬 本投資法人は、取得報酬を、当該インフラ資産等の取得日（所有権移転等の権利移転の効力が発生した日）が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。 ④ 譲渡報酬 本投資法人は、譲渡報酬を、当該インフラ資産等の譲渡日（所有権移転等の権利移転の効力が発生した日）が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。 ⑤ (省略) 2. (省略)	(6) 報酬の支払時期 ①～② (現行のとおり) ③ 取得報酬 本投資法人は、取得報酬を、当該インフラ資産等、<u>インフラ関連資産又は系統用蓄電池</u>の取得日（所有権移転等の権利移転の効力が発生した日）が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。 ④ 譲渡報酬 本投資法人は、譲渡報酬を、当該インフラ資産等、<u>インフラ関連資産又は系統用蓄電池</u>の譲渡日（所有権移転等の権利移転の効力が発生した日）が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。 ⑤ (現行のとおり) 2. (現行のとおり)
(新設)	第14章 附則 <u>第44条 (第39条の変更)</u> <u>第39条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準) の変更は2025年12月1日から効力を生じるものとする。なお、本章の附則は、効力発生日経過後に、これを削除する。</u>

第3号議案 執行役員1名選任の件

執行役員佐々木聡は、2025年8月31日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、任期は、本投資法人の現行規約第17条第2項の定めにより、就任する2025年9月1日より2年間とします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当		所有する 本投資法人 の投資口数
さ さ き あきら 佐々木 聡 (1970年4月10日)	1993年4月	丸紅株式会社 入社 開発建設統括部	0口
	2006年4月	ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会 社（現 丸紅リートアドバイザーズ株式会 社） 出向	
	2012年6月	丸紅株式会社 開発建設事業部アセットマ ネジメント室アセットマネジメントチーム 長	
	2014年4月	丸紅アセットマネジメント株式会社 出向	
	2016年9月	ジャパン・インフラファンド・アドバイザ ーズ株式会社 出向 取締役 兼 チー フ・インベストメント・オフィサー 兼 アクイジション部長	
	2018年4月	丸紅株式会社 金融・不動産投資事業部 部長付	
	2019年2月	ジャパン・インフラファンド・アドバイザ ーズ株式会社 出向 取締役 兼 チー フ・インベストメント・オフィサー 兼 アクイジション部長 兼 再生可能エネ ルギー部長	
	2023年4月 2023年4月	同社 出向 代表取締役社長（現任） ジャパン・インフラファンド投資法人 執 行役員（現任）	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合、又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2025年9月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人の現行規約第17条第3項の定めにより、2025年9月1日より、第3号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する 本投資法人 の投資口数
あら い せん 新 井 潜 (1975年7月1日)	2008年1月	丸紅株式会社 入社 都市開発部投資事業課	0口
	2013年4月	丸紅アセットマネジメント株式会社 出向	
	2014年4月	丸紅株式会社 不動産管理室	
	2015年4月	同社 経営企画部	
	2016年4月	エムジーリース株式会社（現 みずほ丸紅リース株式会社） 出向	
	2018年4月	丸紅株式会社 金融・不動産投資事業部	
	2019年4月	同社 不動産投資事業部 運営事業課長	
	2023年4月	ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社 出向 取締役 兼 チーフ・インベストメント・オフィサー 兼 アクイジション部長 兼 再生可能エネルギー部長（現任）	

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社の取締役兼チーフ・インベストメント・オフィサー兼アクイジション部長兼再生可能エネルギー部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・本議案において選任される補欠執行役員については、執行役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行うことができるものとします。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案 監督役員2名選任の件

監督役員宿利有紀子及び山下玲は、2025年8月31日をもって任期満了となりますので、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、本投資法人の現行規約第17条第2項の定めにより、就任する2025年9月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 重 要 な 兼 職 の 状 況 及 び 本 投 資 法 人 に お け る 地 位		所有する 本投資法人 の投資口数
1	しゅく り ゆき こ 宿 利 有紀子 (1975年2月4日)	2005年10月 2006年3月 2007年4月 2014年9月 2016年7月 2016年12月 2019年10月	三宅・山崎法律事務所入所 あさひ・狛法律事務所入所 長島・大野・常松法律事務所入所 宿利法律事務所設立 高井&パートナーズ法律事務所（現 TXL法律事務所）（現任） ジャパン・フード&リカー・アライ アンス株式会社 社外取締役（監査 等委員） ジャパン・インフラファンド投資法 人 監督役員（現任）	0口
2	やま した れい 山 下 玲 (1979年12月23日)	2005年12月 2007年7月 2010年8月 2019年10月 2022年2月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責 任監査法人）福岡事務所入所 新日本有限責任監査法人（現 EY新日 本有限責任監査法人）東京事務所入 所 金融サービス部 山下玲公認会計士事務所設立（現 任） ジャパン・インフラファンド投資法 人 監督役員（現任） 積水ハウス・リート投資法人 監督 役員（現任）	0口

- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者のうち山下玲につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は零田玲です。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者両名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第6号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合、又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2025年9月1日付で補欠監督役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人の現行規約第17条第3項の定めにより、2025年9月1日より、第5号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する 本投資法人 の投資口数
た め ち か さ ち え 爲 近 幸 恵 (1980年7月12日)	2005年10月 2007年6月 2009年6月 2017年1月 2025年1月	石寄信憲法律事務所 能代ひまわり基金法律事務所 石寄・山中総合法律事務所 高井&パートナーズ法律事務所（現 TXL法律事務所）（現任） 株式会社ナレルグループ 社外取締役（監 査等委員）（現任）	0口

- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本議案において選任される補欠監督役員については、監督役員に就任する前に限り、本投資法人の役員会の決議をもって、その選任の取消しを行うことができるものとします。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案又は本投資法人の現行規約第14条第2項に定める議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第14条第1項から第3項までに規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第6号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案及び本投資法人の現行規約第14条第2項に定める議案には該当しません。

以 上

第4回投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE HALL & CONFERENCE 4階 ホールB

電 話：(03) 6231-0567

交 通：・東京メトロ東西線「茅場町」駅直結
・東京メトロ銀座線・東西線、都営浅草線「日本橋」駅 D2出口 徒歩2分
・J R線、東京メトロ丸ノ内線「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分



なお、当日は、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。